

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり
公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山辺郡山添村広瀬（一部）
- 三 測量の期間 令和四年十月十二日から同年十二月二十三日まで